

議案第五十三号

港区立運動場条例等の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十五年六月五日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立運動場条例等の一部を改正する条例

(港区立運動場条例の一部改正)

第一条 港区立運動場条例(昭和四十六年港区条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の三第一項ただし書中「港区立赤坂弓道場」を「港区立愛宕弓道場」に改める。

第二条の四中「午後九時まで」の下に「(港区立愛宕弓道場にあつては、午前十時から午後十時まで)」を加える。

別表第一港区立赤坂弓道場の項を次のように改める。

港区立愛宕弓道場

東京都港区愛宕一丁目七番八号

別表第二港区立赤坂弓道場の項を次のように改める。

| | | |
|------------------|------------------|------------------|
| 港区立愛宕弓道場 | | |
| 貸切り | | 一人一回（二時間以内） |
| 夜間（午後六時から午後十時まで） | 昼間（午後二時から午後六時まで） | 昼間（午前十時から午後二時まで） |
| 無料 | | |

別表第二備考一中「港区立赤坂弓道場」を「港区立愛宕弓道場」に改める。

（港区立運動場条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 港区立運動場条例の一部を改正する条例（平成二十五年港区条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中別表第二（備考以外の部分に限る。）の改正規定を次のように改める。

別表第二（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

別表第二（第四条関係）

| 港区立埠頭少年野球場 | 港区立芝給水公園運動場 | 港区立芝浦中央公園運動場 | | 港区立青山運動場 | | 港区立麻布運動場 | | 種別 |
|------------|---------------|----------------|--------|----------|--------|----------|--------|-------------|
| | サッカー場（多目的運動場） | フットサル場（多目的運動場） | テニスコート | テニスコート | テニスコート | 野球場 | 野球場 | |
| 一面 | 一面 | 一面 | 一面 | 一面 | 一面 | 一面 | 一面 | の施設等単位 |
| 二時間 | 二時間 | 一時間 | 一時間 | 一時間 | 二時間 | 一時間 | 二時間 | 単位時間 |
| 四、三〇〇円 | 四、三〇〇円 | 七〇〇円 | 五〇〇円 | 五〇〇円 | 四、三〇〇円 | 五〇〇円 | 四、三〇〇円 | 金額 |
| 二、六〇〇円 | 二、六〇〇円 | 五〇〇円 | 五〇〇円 | 五〇〇円 | 二、六〇〇円 | 五〇〇円 | 二、六〇〇円 | 照明料（一時間当たり） |

| | | | | | | | | |
|------------------------|---------------|--------------------|---------------|----------------|-------------------|-------------------|------------------|-------------|
| 港区立芝浦南ふ頭公園運動広場 | | 港区立芝公園多目的運動場 | | 港区立愛宕弓道場 | | | | |
| 多目的運動場（少年サッカー場、多目的運動場） | 少年野球場（多目的運動場） | プール | | 多目的運動場（フットサル場） | | | | |
| 一面 | 一面 | 小学生・中学生一人一回（二時間以内） | 大人一人一回（二時間以内） | 一面 | 貸切り | | | 一人一回（一時間以内） |
| 一時間 | 一時間 | | | 一時間 | 昼間Ⅰ（午前十時から午後二時まで） | 昼間Ⅱ（午後二時から午後六時まで） | 夜間（午後六時から午後十時まで） | |
| 七〇〇円 | 一、四〇〇円 | 二〇〇円 | 五〇〇円 | 一、一〇〇円 | 無料 | | | |
| | | | | 五〇〇円 | | | | |

付 則

この条例中第一条の規定は港区教育委員会規則で定める日から、第二条の規定は公布の日から施行する。

(説 明)

赤坂弓道場の名称及び位置を変更するほか、弓道場の使用時間について規定を整備するため、本案を提出いたします。